

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

平成18年6月

米子市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 米子市は、鳥取県西部に位置し、宇田川、佐陀川、日野川、法勝寺川に開けた水田地帯、大山山麓丘陵地に開けた畑作地帯、弓浜部に開けた砂丘畑作地帯、彦名干拓地でその立地条件を生かして多様な農業生産を展開している。また、弓浜畑作地帯を中心に施設園芸の導入が盛んに行われている。

今後は、地域の特性を活かした営農と特に施設園芸において、収益性の高い作目、作型を確立し、担い手を中心に産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家及び自給的農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等、役割分担を図りつつ、農業の発展を目指すものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 米子市の農業構造については、昭和40年代から企業誘致を契機として兼業化が進み、販売農家が増加したが、最近一層の兼業化の進行によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、販売農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化がますます進み、農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

一方、弓浜地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休農地化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手への利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

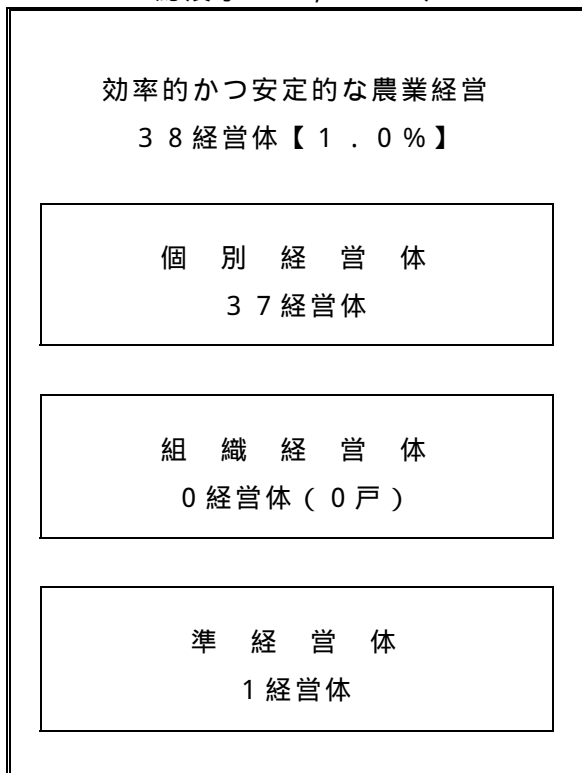
3 米子市は、このような現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な農業経営の指標は、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1900時間程度）の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとし、望ましい農家構造及び農用地利用についてはそれぞれ次のとおり展望される。

(1) 農家構造の展望

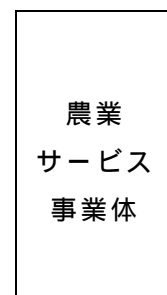
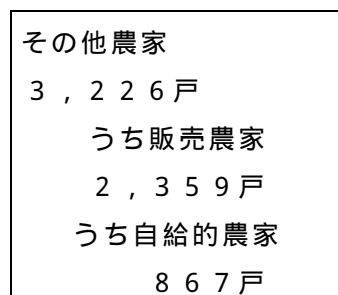
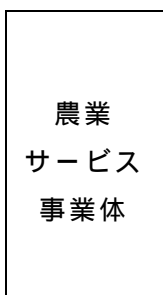
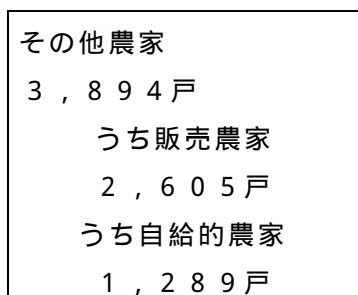
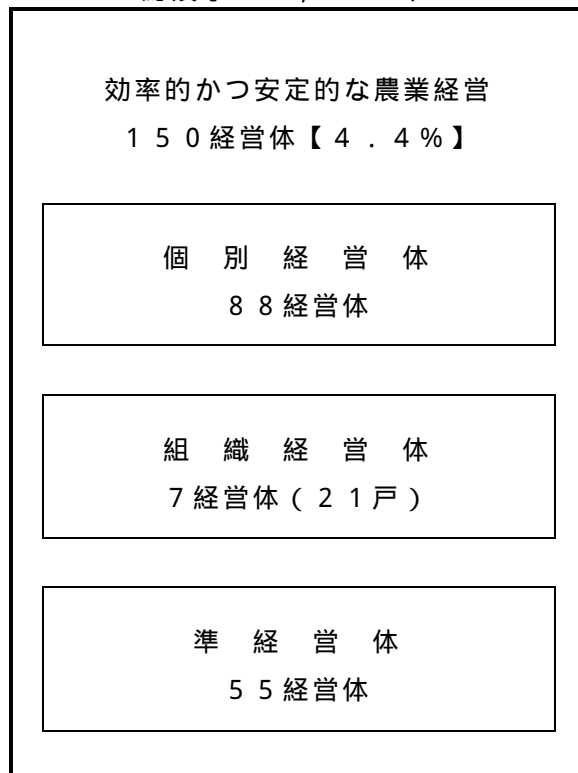
平成 1 7 年度

総農家 3 , 9 3 2 戸



平成 2 6 年度

総農家 3 , 3 9 0 戸



(2) 農用地利用の展望

平成 1 7 年度

耕地面積

3 , 1 0 0 h a

規模縮小する

販売農家

自給的農家

土地持ち非農家

流動化目標面積

5 4 0 h a

平成 2 6 年度

耕地面積

2 , 6 6 4 h a

シェア

効率的かつ安定的な農業経営

農用地利用面積

9 3 1 h a

【 3 5 % 】

うち 個別経営体

農用地利用面積

5 5 8 h a

【 2 1 % 】

うち 組織経営体

農用地利用面積

1 5 8 h a

【 6 % 】

うち 準経営体

農用地利用面積

2 1 5 h a

【 8 % 】

4 米子市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのため、米子市は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等と相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、米子市担い手育成総合支援協議会を設置する。集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体の明確化について話し合いを促進する。

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の米子市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）に対しては、農業委員会を核として農地の出し手と受け手を適切に結び付けて農用地の利用の集積を促進する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及所の指導の下に、施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進するものとし、生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置にあり、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として誘導する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源の維持管理、農村コミュニティーの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によって認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、関係機関、団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

- 5 米子市、米子市農業委員会、鳥取西部農業協同組合、米子市農村青年会議、農業士、鳥取県西部総合事務所農林局農業振興課及び米子農業改良普及所で構成する米子市担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方を示しながら、重点指導、研修会等を実施する。

また、施設園芸の導入によって集約的農業を展開しようとする地区、稲作単一経営から脱却を図ろうとする農業者を中心に新規の集約的作目の導入、産地化を狙いとした振興作目を選定し、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の達成状況を踏まえつつ新たな計画の作成支援、指導を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農モデル類型1 梨 + 水稲 [個別経営体]

1 モデルの特徴

水田と果樹園地がある地域を適応地域とし、果樹栽培を主体に水稲を加えた複合経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田100 a	ハウスゴールド	20 a	3,000kg / 10a	3.0人
樹園地150 a	ゴールド二十世紀	40 a	4,000kg / 10a	
	豊水	30 a	3,000kg / 10a	
	幸水	30 a	2,500kg / 10a	
	二十世紀	30 a	3,000kg / 10a	
	水稲	100 a	540kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
作業舎	50㎡	1棟	3,150,000円
貯水槽		0.1台	44,871円
なし棚	つり棚	1棚	6,606,600円
大型ハウス		2棟	4,800,000円
軽トラック	4WD	1台	1,356,000円
乗用田植機・側条	4条	1 / 3台	300,563円
自脱型コンバイン	3条	1 / 10台	388,763円
トラクター	25ps	1台	1,877,400円
スピードスプレー	1,000L	1 / 10台	870,000円
多目的防災網	鉄柱鉄線	1台	4,500,000円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》

・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。

《農業従事の態様》

・休日制を導入する。
・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。

《その他》

・ゴールド系二十世紀など品種構成や作目を複合化し、収益性の向上と省力化、労力分散を図る。

営農モデル類型2 施設花卉 + 水稲 [個別経営体]

1 モデルの特徴

水田地域を適応地域として、花き（カーネーション）の面積拡大を図る。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
50 a	カーネーション (スタンダード)	15 a	120,000本 / 10a	2.5人
	カーネーション (スプレー)	15 a	110,000本 / 10a	
	水 稲	30 a	540kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
作業場	木造	20㎡	1,260,000円
ビニールハウス	6m × 50m	10棟	13,840,000円
トラクター	4WD、20ps	1台	1,645,350円
ロータリー	140cm	1台	321,300円
灌水用ポンプ	2.8ps	1台	177,000円
動力噴霧機	可搬式6ps	1台	241,500円
管理機	3.5ps	1台	194,250円
温風暖房機	2万kcal / h	6台	1,707,300円
冷蔵庫	3.3㎡	1台	600,000円
土壤消毒機	1.4ps	1台	317,100円
軽トラック	4WD、660cc	1台	950,000円
ブロードキャスター		1台	266,700円
乗用田植機・側条	4条	1 / 5台	120,225円
動力散布機	20L	1 / 2台	110,250円
草刈機	1.7ps	1台	60,900円
自脱型コンバイン	3条	1 / 10台	272,388円

4 経営管理の方法等

<p>《経営管理の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>《農業従事の態様》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
--

営農モデル類型3 水稻 + 大豆 + 白ネギ [個別経営体]

1 モデルの特徴

水田地域を適応地域とし、水稻、大豆、白ねぎの複合経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田1680 a	稚苗細設定	1200 a	480kg / 10a	2.5人
うち借地	サチユタカ	300 a	250kg / 10a	
900 a	すずこがね	150 a	200kg / 10a	
	白ネギ	30 a	3,000kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
トラクター	30ps	2台	6,073,200円
田植機・側条	5条	1台	1,484,700円
コンバイン	4条	1台	5,191,200円
軽トラック	660cc	1台	950,000円
トラック	1t	1台	1,730,000円
大豆播種機	4条	1台	462,000円
ロータリーカルチ	3条	1台	735,000円
作業場	鉄骨	300m ²	17,010,000円

4 経営管理の方法等

<p>《経営管理の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 <p>《農業従事の態様》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日を導入する。 ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻、大豆品種は早生、中生の複数品種を導入し、作期、作業の分散を図る。
--

営農モデル類型 4 水稻 + 繁殖牛 [個別経営体]

1 モデルの特徴

稲わらなどの資源を有効活用し、水田転作に飼料作物を栽培することによって、水稻の複合経営による効果的な経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田750 a うち借地 450 a	肉用牛 飼料作物 水 稻	25頭 400 a 350 a	540kg / 10a	2.0人

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
作業場	木造	1棟	2,750,000円
乗用田植機	4条	1 / 2台	395,000円
自脱型コンバイン	3条	1 / 2台	1,372,500円
軽トラック	4WD	1台	450,000円
飼料用カッター	3ps	1台	134,000円
飼料庫	木造トタン	1棟	300,000円
低コスト牛舎	木造	1棟	4,000,000円
堆肥舎	コンクリート	1棟	1,500,000円
トラクター	60ps	1台	5,000,000円
飼料用機械一式		1式	7,000,000円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》

- ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
- ・転作は飼料作物とする。

《農業従事の態様》

- ・休日制を導入する。
- ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。

《その他》

- ・計画交配を実施し、後継牛は自家保留牛を基本とする。
- ・粗飼料は自給する。水田転作でスーダングラス、ミレット、ローズグラス等のグラス類、秋冬作は3ヶ月離乳を行い、1年1産に取り組む。

営農モデル類型5 葉タバコ+ニンジン [個別経営体]

1 モデルの特徴

砂地において、葉タバコと裏作野菜の機械化栽培による規模拡大と経営安定を図る。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畑200 a	葉タバコ	200 a	270kg / 10a	2.0人
うち借地	秋冬ニンジン	120 a	3,800kg / 10a	
100 a				

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
乾燥室	木造	40m ²	2,520,000円
作業場	木造	150m ²	9,000,000円
パイプハウス	6m	2 a	400,000円
トラクター	30ps、4WD	1台	2,827,650円
ブロードキャスター	300L	1台	248,852円
マニユアスプレッター	1.2t	1台	876,752円
マルチャー	アタッチ	1台	100,000円
タバコ移植機	3.5ps	1台	471,450円
タバコ作業機		1台	1,200,000円
タバコ乾燥機	6.6m ²	2台	3,010,000円
タバコ編み機	80w	1台	264,000円
電動式梱包機	100w	1台	217,000円
ニンジン収穫機	1万本 / h	1台	1,800,000円
土壌消毒機	6条	1台	317,100円
軽トラック	660cc	1台	930,000円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》

- ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。

- ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確にする。

《農業従事の態様》

- ・休日制を導入する。
- ・臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。

《その他》

- ・葉タバコでは、共同乾燥施設の一部利用、ニンジンでは収穫機、共選場の利用等により省力化と規模拡大を図る。

営農モデル類型 6 白ネギ + かんしょ [個別経営体]

1 モデルの特徴

干拓地等の砂丘畑を適応地域とし、機械化一貫体系を取り入れた露地野菜の専作経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畑 200 a うち借地 90 a	白ネギ春一本	15 a	3,000kg / 10a	2.5人
	白ネギ春一本共選	10 a	3,000kg / 10a	
	白ネギ春坊主	15 a	3,500kg / 10a	
	白ネギ春坊主共選	10 a	3,500kg / 10a	
	白ネギ夏トンネル	15 a	3,000kg / 10a	
	白ネギ夏トンネル共選	10 a	3,000kg / 10a	
	白ネギ夏普通	15 a	2,400kg / 10a	
	白ネギ夏普通共選	10 a	2,400kg / 10a	
	白ネギ秋冬普通	20 a	2,800kg / 10a	
	白ネギ秋冬普通共選	20 a	2,800kg / 10a	
	白ネギ秋冬遅出	20 a	3,000kg / 10a	
	かんしょ	10 a	2,500kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
作業場	木造	30㎡	1,800,000円
トラクター	25ps、4WD	1台	1,877,400円
管理機	5.5ps	1台	220,500円
収穫用管理機	5.5ps	1台	220,500円
動力噴霧機	6ps	1台	245,700円
軽トラック	660cc	1台	930,000円
ネギ皮剥機	電動式	1台	500,000円
自動結束機	電動式	1台	200,000円
コンプレッサー	5ps	1台	300,000円
ネギ定植機	1条	1台	1,248,000円
ネギ根切り機	電動式	1台	620,000円

4 経営管理の方法等

<p>《経営管理の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確にする。 <p>《農業従事の態様》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定植機、収穫機、一部共選場利用の機械化一貫体系を導入する。 ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弓浜砂丘地帯での白ネギ栽培を行う。 ・連作障害回避のため緑肥、かんしょを輪作する。

営農モデル類型7 施設野菜 [個別経営体]

1 モデルの特徴

施設の周年生産により野菜を生産し、地場市場に品質及び量の安定出荷を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畑70 a	きゅうり抑制	40 a	9,000kg / 10a	2.5人
	トマト半促成	40 a	6,000kg / 10a	
	ハウレンソウ1作	20 a	1,000kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
作業場	木造	30㎡	1,800,000円
車庫	木造	20㎡	1,180,000円
パイプハウス	6m	40a	8,000,000円
農用井戸	8m	1台	54,000円
軽トラック	660cc	1台	930,000円
トラクター	15ps、4WD	1台	1,107,750円
管理機	4.5ps	1台	168,000円
灌水ポンプ	2.2ps	1台	160,000円
電動式梱包機	100W	1台	217,000円

4 経営管理の方法等

<p>《経営管理の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確にする。 <p>《農業従事の態様》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制を導入する。 ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的防除と土壌診断に基づく土づくりによって、連作障害を回避する。
--

営農モデル類型 8 花壇苗 [個別経営体]

1 モデルの特徴

パンジー、ハボタン、プリムラ等を組み合わせ、各品目の単収をおおよそ 70,000 鉢 / 10a にする。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
50 a	パンジー	15 a	65,000本 / 10a	2.0人
	葉ボタン	10 a	51,000本 / 10a	
	プリムラ	10 a	50,000本 / 10a	
	ビンカ	15 a	70,000本 / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
パイプハウス	6m	8棟	1,107,200円
作業舎	木造	10㎡	600,000円
トラック	2t	1台	2,000,000円
灌水ポンプ	2.2t	1台	160,000円
軽トラック	660cc	1台	930,000円
トラクター		1台	1,645,350円
ロータリー		1台	321,300円
フロントローダー		1台	700,000円
ソイルミキサー		1台	640,000円
温風暖房機		4台	1,138,200円
灌水ポンプ		1台	177,000円
動力噴霧機	3.5ps	1台	245,700円
背負式動力噴霧機		1台	64,575円
真空播種機		1台	328,000円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》

- ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。

《農業従事の態様》

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。

《その他》

- ・パンジーは多くの花色を栽培し、色合わせを上手に行う。
- ・葉ボタンは露地で栽培し、出荷時に必要に応じてハウスに入れる。

営農モデル類型9 酪農《畑》〔個別経営体〕

1 モデルの特徴

全域を適応地域とし、畑地による飼料基盤をもとにした酪農専作経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
経産牛25頭 育成牛16頭 畑300a	生乳 暖地型牧草 イタリアン	8,500kg/頭 子牛12頭		2.0人

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
畜舎	木造	350㎡	16,800,000円
堆肥舎	鉄骨コンクリート	200㎡	5,600,000円
尿溜	コンクリート製	23㎡	1,400,000円
農具舎	6×10m、木造	60㎡	3,240,000円
トラクター	60ps、4WD	1台	5,234,000円
トラクター	40ps、4WD	1/3台	1,227,667円
バークリーナ	40頭用、2.2kw	1台	2,000,000円
パイプラインミルクカー	50、4ユニット	30頭用	2,500,000円
バルククーラ	1,500L、2.2kw	1台	2,838,000円
トラック	2t	1/3台	699,000円
ダンプ	2t	1台	2,511,000円
軽トラック	660cc、4WD	1台	930,000円
ボトムブラウ	18×2、60ps	1/3台	154,667円
ディスクハロー	18×28、60ps	1/3台	204,667円
ロータリー	220cm	1/3台	298,333円
ブロードキャスター	800L	1/3台	125,667円
ライムソー	180cm	1/3台	113,333円
カルチパッカー	250cm	1/3台	210,333円
スプレーヤ	600L、13m	1/3台	413,333円
テッターレーキ	260cm	1/3台	201,333円

4 経営管理の方法等

<p>《経営管理の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営管理を徹底する。 ・牛群検定を実施し、優良牛の子牛を自家育成してコスト削減を図ると共に、カウコンフォートを実践して乳質改善と乳量増加を図る。 <p>《農業従事の態様》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農ヘルパー制度を活用して、定期的な休暇を確保する。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ方式。パイプラインミルクカーで搾乳する。 ・春夏作はスーダングラス、ローズグラス等の暖地型グラス類、秋冬作はイタリアンライグラスでいずれもラッピングサイレージ調製とする。

営農モデル類型10 水稲 + 大豆 [組織経営体]

1 モデルの特徴

集落の協業組織が水田を受託し、水田、大豆の効率的生産を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田1800 a	稚苗細設定	1200 a	480kg / 10a	3.0人
うち借地	サチユタカ	300 a	250kg / 10a	
1800 a	すずこがね	300 a	200kg / 10a	
	代かき	600 a		
	機械田植	600 a		
	乾燥調整	700 a		
	育苗	500 a		
	水稲コンバイン刈	300 a		
	白ネギ秋冬	60 a	3,000kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
軽トラック	660cc	1台	950,000円
トラック	1t	1台	1,730,000円
トラクター	33ps	2台	6,073,200円
ロータリー	180cm	1台	684,600円
電熱育苗機	1.6kw	1台	170,000円
ドライブハロー	260cm	1台	562,800円
水稲育苗機	300箱	1台	347,550円
田植機・側条	6条	1台	1,768,200円
コンバイン・グレン	4条	1台	5,191,200円
乾燥機・循環	3t	1台	1,143,450円
籾摺り機	1t / h	1台	488,250円
米選機	2t / h	1台	176,400円
自動計量機	1t / h	1台	290,850円
コーンプランター	4条	1 / 2台	357,500円
水稲播種機	150箱 / h	1台	126,000円
ロータリーカルチ	3連	1台	735,000円
作業場	鉄骨	300m ²	17,010,000円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》
・複式簿記記帳による 財務管理、資金管理 を行う。
《農業従事の態様》
・農繁期における臨時 雇用の確保により、 過重労働を防止す る。
《その他》
・水稲を主体に、3戸 で協業する。
・水稲の基幹作業受託 を行う。

営農モデル類型 1 1 水稲 + 大豆 [組織経営体]

1 モデルの特徴

集落の協業組織が水稲、大豆の効率的生産を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田2600 a	稚苗細設定	1600 a	480kg / 10a	3.0人
うち借地	サチユタカ	500 a	250kg / 10a	
2600 a	すずこがね	500 a	200kg / 10a	

3 固定資産

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積	取得 価格
軽トラック	660cc	1台	930,000円
トラック	1t	1台	1,356,000円
トラクター	40ps	1台	3,522,600円
トラクター	30ps	1台	2,872,650円
ロータリー	180cm	1台	639,450円
電熱育苗機	1.6kw	1台	170,000円
ドライブハロー	260cm	1台	526,050円
水稲育苗機	300箱	1台	347,550円
田植機・側条	6条	1台	1,768,200円
コンバイン・グレン	4条	1台	4,939,200円
乾燥機・循環	3t	1台	1,087,800円
籾摺り機	1t / h	1台	481,950円
米選機	2t / h	1台	176,400円
自動計量機	1t / h	1台	277,200円
コーンplanター	4条	1 / 2台	357,500円
水稲播種機	150箱 / h	1台	126,000円
ロータリーカルチ	3連	1台	680,400円

4 経営管理の方法等

《経営管理の方法》
・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
《農業従事の態様》
・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
《その他》
・水稲を主体に、3戸で協業する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
35%	個別経営体 88経営体 組織経営体 7経営体(21戸) 準経営体 55経営体

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

米子市は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第3の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤の強化の促進に定められた方向に即しつつ、米子市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

米子市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地保有合理化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これら各事業は、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。

ア 伯仙、南部、箕蚊屋地区及び淀江地区は、ほ場整備事業によって区画整理がほぼ完了し、高能率生産基盤が形成されている。この条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的にを行い、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の本宮地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

ウ 弓浜地区は、担い手不足の下で懸念される遊休農地の解消を図るため、利用権設定等促進

事業を重点的に行い、地域特産物をさらに振興していくと共に、施設園芸等の導入によって集約的経営を展開する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

（エ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（オ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（カ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者の確保が確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う

農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

法第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施によって農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

イ 第6の4の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ウ 法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

からに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

農業経営の受委託に係る利用権の設定については、に規定する農業協同組合法第7条の8第1項第2号の事業を併せて行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

米子市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等

を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号による開発事業計画を提出させる。

米子市は、の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

米子市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

米子市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

米子市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

米子市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、米子市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

に定める申出を行う場合において、（4）の規定により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の前月の17日までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

米子市は、（5）の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

米子市は、(5)の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、米子市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

米子市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

に規定する者にに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

米子市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のに規定する土地ごとに(7)のに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

(9) 公告

米子市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その

旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から までに掲げる事項を米子市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

米子市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

米子市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 米子市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う財団法人鳥取県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

米子市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を米子市に提出して、農用地利用規程について米子市の認定を受けることができる。

米子市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。

ウ (4)の のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

米子市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を米子市の掲示板への掲示により公告する。

から の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5) の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

米子市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

(5) の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

米子市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

米子市は、(5) の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人等の指導、助言を求めてきたときは、米子市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

米子市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

米子市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

米子市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 国営大山山麓地区農地開発事業により、灌漑施設等の整備を図る。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けて、認定農業者の育成や新規就農者の積極的促進等地域の实情に即した経営体の育成・発展に努める。

エ 水田農業への積極的な取り組みによって、生産調整を通じて効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることとする。また生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。

オ 農業集落排水事業（平成3年度事業開始）を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

カ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

事業推進体制等

米子市は、農業委員会、農業改良普及所、農業協同組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、今後10年にわたる効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所は農業経営基盤強化事業が円滑に実施されるよう、米子市担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在

(1) 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

米子市における遊休農地は、土地基盤整備がなされている水田地帯では、面積は少ないものの一部みられる。一方、弓浜半島部の畑地地帯では遊休農地が多くみられ、その面積は165.2haとなっている。

また、今後10年間を見通して、遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農の見込み、水田における不在村農地所有者等の状況及び最近の相続の動向、土地持ち非農家の農地の貸付意向、認定農業者等担い手の状況等を踏まえたうえで、慎重に見極め把握することが必要である。

(2) 要活用農地

遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地（以下「要活用農地」という。）は、弓浜地区に165.2ha存在している。

[遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在等]

(単位：ha)

地 区	旧村(又は大字)	遊 休 農 地 等	うち遊休農地		要 活 用 農 地
			うち遊休農地	うち遊休農地 になるおそれ がある農地	
弓 浜 地 区	彦 名	43.8	43.8	未 確 認	43.8
	崎 津	51.7	51.7	〃	51.7
	大 篠 津	10.1	10.1	〃	10.1
	和 田	8.3	8.3	〃	8.3
	富 益	35.5	35.5	〃	35.5
	夜 見	15.8	15.8	〃	15.8
合 計		165.2	165.2	未 確 認	165.2

別添図1参照(「遊休農地調査」 調査主体：米子市農政課 調査時期：平成18年1月)

(3) その他

遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図

るための施策に関する事項

(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取り組み

米子市は、要活用農地について、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業・農用地利用改善事業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り担い手への利用集積を進めるものとする。

米子市農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認めるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「使用収益権者」という。）に対し、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。

の指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができないときは、米子市に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を講じるよう積極的に働きかけるものとする。

働きかけを受けた米子市は、法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。

また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、法第 27 条の 2 第 2 項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、米子市は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用の増進に係る対策を講じるものとする。

上記 から までの措置によってもなお基本構想の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合、米子市は、法第 27 条の 3 第 1 項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。

の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、米子市は、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する鳥取県農業開発公社又は特定農業法人のうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨、当該勧告を受けた者に通知するものとする。

なお、指定については、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める者に対し行うものとする。

ア 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域にある場合 鳥取県農業開発公社又は当該特定農用地利用規程において定められた特定農業法人

イ 当該勧告に係る特定遊休農地が、第 6 の 1 に規定する区域（市街化区域を除く。）内にある場合 鳥取県農業開発公社

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 鳥取県農業開発公社

の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項について積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定等を受けた場合には、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

ア の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うこと

イ の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、 の通知があった日から起算して2月以内に、鳥取県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請すること

ウ イの調停が調わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から起算して6月以内に、鳥取県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請すること

米子市は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石の堆積等の事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

の命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命令を行うべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき等に該当する場合は、米子市自らその支障の除去等の措置を講じる。

なお、支障の除去等の措置に要した費用については、特段の理由がない限り、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させるものとする。

(2) 要活用農地の計画的解消

米子市は、弓浜地区の要活用農地165.2haについて、計画的にその解消を図る必要があることから、各種指導や事業の導入等により、概ね10年以内の解消に努めるものとする。

(3) 要活用農地の農業上の利用の増進を図るための具体的施策に関する事項

要活用農地の農業上の利用の増進を図るため、以下の施策を推進することとする。

〔要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策〕

施策名	実施予定年度	施策の概要
特定法人貸付事業	平成18年度～	要活用農地の貸付
遊休農地解消事業	平成18年度～	遊休農地（畑のみ）を耕作の目的で3年以上の利用権を設定し、解消を図る場合の経費補助
土地改良事業	平成18年度～	用水路の改良
農地保有合理化事業	平成18年度～	要活用農地の借入及び貸付

第6 特定法人貸付事業に関する事項

1 特定法人貸付事業の実施区域

米子市においては、遊休農地の増加が続いており、特に、弓浜地区の畑区域においては農業者の高齢化や後継者不足等から遊休農地が増加し、今後も離農者が増加すると考えられる。このため、米子市においては、図1に示す弓浜地区の区域を要活用農地が相当程度存在する区域であって、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域（以下「実施区域」という。）とする。

2 特定法人貸付事業の実施主体

米子市における特定法人貸付事業の実施主体は、財団法人鳥取県農業開発公社とする。

3 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

（1） 設定される権利の存続期間は3年以上5年未満の範囲内とする。ただし、権利を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上5年未満の範囲内とすることが相当でないと認められる場合には、この範囲を超え、又は下回る存続期間とすることができる。

（2） 設定される賃借権の借賃は、農地については、農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

また、採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定され

る借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

4 特定法人と締結する協定に関する事項

鳥取県農業開発公社及び米子市と特定法人は、次の事項を含む協定を締結することとし、具体的には別紙3の協定例に準じて作成するものとする。

- (1) 地域農業における役割分担に関する事項として、特定法人が道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取り決めに遵守し、応分の役割を担うこと
- (2) 特定法人による協定の実施状況についての報告については、少なくとも毎年1回以上行うこと
- (3) 協定違反の場合に講じるべき措置として、特定法人に対して違反状態を是正すべき旨の指導等を十分に行ってもなお改善が見込まれない場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を行うこと
- (4) 特定法人が破産手続開始の決定を受けた場合その他当該法人による耕作又は養畜の事業の継続が困難と認められる場合については協定に違反する場合に該当すること

5 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払方法その他賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る契約の内容に関する事項

- (1) 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払方法は、原則として、賃貸借契約の定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- (2) 実施主体が特定法人と締結する賃貸借契約又は使用貸借契約においては、(1)のほか、次の事項を明記するものとする。
 - 貸付期間に関する事項
 - 貸付地の修繕及び改良に関する事項
 - 特定法人が4の協定に違反した場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を行う旨の規定
 - その他必要な事項

6 特定法人貸付事業の実施を促進する事業に関する事項

- (1) 鳥取県農業開発公社は、特定法人貸付事業が円滑に行われるよう、農業委員会、土地改良区及び農業協同組合と連携して、当該事業の実施区域内の農用地の所有者に対し当該農用地の貸付に関する意向把握に努めるとともに、特定法人の希望する農用地の条件との調整に努める。

- (2) 米子市は、特定法人貸付事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等と連携し、これらが構成する米子市担い手育成総合支援協議会を中心として、特定法人に対する営農指導、情報提供に努める。

7 その他特定法人貸付事業に関し必要な事項

- (1) 実施主体は、特定法人貸付事業の実施区域内において農用地の権利取得を希望する法人について、その事業計画等からみて安定・継続して農業経営を行うことが見込まれる場合に当該事業を実施するものとする。

また、特定法人貸付事業の用に供するための農用地の権利取得は、当該事業の実施の見込みが確実にになった時点に行うものとする。

- (2) 実施主体は、特定法人貸付事業の適正な実施を図るため、特定法人からの報告及び実地調査等から協定に違反している又は違反するおそれがあると認めた場合には、特定法人に対して是正のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

この指導等の措置によっても、協定に違反し、その改善が見込まれないと認められる場合には、実施主体は法第 27 条の 13 第 3 項の規定により賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。この場合、特定法人に対して解除の理由、解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面により通知するとともに、農業委員会及び米子市にその写しを送付するものとする。

なお、解除に当たっては事前に米子市と協議を行わなければならない。

- (3) 実施主体は、協定違反等により特定法人から貸付農用地の返還を受けた場合には、当該農用地の農業上の利用の確保を図るため、速やかに他の特定法人への貸付けについて調整を図るものとし、新たに特定法人に貸し付けられるまでの間、当該農用地を適切に管理するものとする。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この基本構想は平成 18 年 6 月 12 日制定



別添圖1：「遊休農地調査」

凡 例

遊休農地



別紙 1 (第 4 の 1 の (1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体 (対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 、農業協同組合等 (農地法施行令 (昭和 27 年政令第 445 号) 第 1 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社 (農地法施行令第 1 条の 6 第 1 項第 4 号の 2 に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- 法第 18 条第 3 項第 2 号イ及び八に掲げる事項

対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人 (農業生産法人である場合を除く。) 又は生産森林組合 (森林組合法 (昭和 53 年法律第 36 号) 第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。) (それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- 法第 18 条第 3 項第 2 号八に掲げる要件

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 2 条第 2 項各号に掲げる事業 (同項第 6 号に掲げる事業を除く。) を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令 (昭和 36 年政

令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>存続期間 （又は残存期間）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 存続期間は、当該利用権の当事者間で協議して定めるものとする（農業者年金関連の場合は10年以上）。なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の（1）によるものとする。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。
<p>借賃の算定基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。
<p>借賃の支払方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
<p>有益費の償還</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき米子市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>存続期間 又は残存期間</p>	<p>の に同じ。</p>
<p>借賃の算定基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、 の の3と同じ。
<p>借賃の支払方法</p>	<p>の に同じ。</p>
<p>有益費の償還</p>	<p>の に同じ。</p>

農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける

場合

存続期間	のと同じ。
損益の算定基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
損益の決済方法	のと同じ。この場合において の中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
有益費の償還	のと同じ。

所有権の移転を受ける場合

<p>対価の算定基準</p>	<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行なう取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>
<p>対価の支払方法</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>
<p>所有権の移転の時期</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

別紙 3 (第 6 の 4 関係)

協定例

米子市(以下「甲」という。)、 [農地等の貸付主体の名称](以下「乙」という。) 及び [特定法人の名称](以下「丙」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 4 条第 4 項に規定する特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

第 1 条 丙は、甲が策定した農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定する基本構想において定めた特定法人貸付事業の実施区域内の農地等について、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、 [耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域] 及び [農作物の具体名等]の生産[又は栽培]を行うものとする。

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等のすべてについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第 1 条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、特定法人貸付事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
[記載例] 畑作・飼料作・麦作・稲作	[記載例] 米子市 内の概ね ha の農地等
[記載例] 果樹	[記載例] 米子市 内の概ね ha の農地等
[記載例] 採草・放牧	[記載例] 米子市 内の概ね ha の農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、特定法人貸付事業の実施により乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等(以下「賃貸農地等」という。)のすべてについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における法人の役割分担)

第 2 条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

- 2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。
- 3 丙は、前2項の役割を担うため、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせるものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

- 第3条 丙は、甲及び乙に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等の面積、貸付農地等において行っている耕作又は養畜の事業の実施状況及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。
- 2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに乙にその旨連絡するものとする。
 - 3 丙から2の連絡を受けた乙は、甲の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、甲と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

- 第4条 乙は甲の協力を得て、丙が貸付農地等において行う耕作又は養畜の事業の実施状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。
- 2 乙は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条(第3項を除く。)の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる乙の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
- 2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。
 - 3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

- 第6条 丙は、賃貸借又は使用貸借に係る契約が満了した場合、若しくは前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(管轄裁判所)

- 第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第 8 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を 3 通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地
名称
代表者名

乙 所在地
名称
代表者名

丙 所在地
名称
代表者名